

～令和5年10月1日に開始されるインボイス制度の理解のために～

『インボイス制度説明会』

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行されることとなっており、令和3年10月1日から登録申請書の受付が開始しています。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要となり、売手としてインボイスの交付を行うためには、「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となるといった変更点がございます。

本説明会では当制度の内容をご理解いただき、円滑にご準備をいただくために是非、積極的なご参加をお待ちしております。消費税免税事業者の方にも影響のある制度ですので、是非ご参加下さい。

- ◇日時 令和4年11月25日（金）
午後2時 ～ 午後3時30分
- ◇場所 高石商工会議所 3階大会議室
- ◇受講料 無料
- ◇講師 泉大津税務署 担当官
- ◇対象 高石商工会議所 会員事業所
(業種問わずどなたでも参加可能です)
- ◇定員 30名（申込先着順）
- ◇内容 インボイス制度全般について
 - ・適格請求書の記載事項、留意点
 - ・売手、買手の留意点 ・税額計算方法
 - ・登録申請手続き、希望者のみ手続きサポート等
- ◇問合せ先 高石商工会議所 企画振興課 (☎072-264-1888)



★個人事業者の方へ★

登録申請を予定している方は、泉大津税務署担当官より、その場で登録申請手続きのサポートを行います。

登録にはご自身のスマートフォンとマイナンバーカードが必要になりますのでご持参下さい。

(注) 法人の方はその場で登録出来ません。

申込は以下のどちらかの方法でお申込ください

①当所 WEB 申込フォームより必要事項をご記入の上、お申込下さい。

※右記のQRコードからアクセスできます。

URL : <https://www.kansai-cci.jp/kentei/apply.php?seq=14878>



②FAX でお申込の場合は、下記申込書に必要事項をご記入の上、お申込下さい。

11月25日(金) インボイス制度説明会

受講申込書

FAX : 072-261-7676

企業名		業種		消費税区分
				課税 or 免税
所在地		TEL		
		FAX		
フリガナ		当日の登録申請サポート希望 (個人事業者のみ)		
参加者名		希望有	・ 未定	・ なし